

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 15 日現在

機関番号：34316

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380126

研究課題名(和文) ドイツ契約法の現代化と日本法

研究課題名(英文) Modernization of German Contract Law and the Japanese Law

研究代表者

中田 邦博(Nakata, Kunihiro)

龍谷大学・法務研究科・教授

研究者番号：00222414

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：研究計画に従い、ドイツ契約法の現代化の展開過程を分析した。そのために必要な文献を継続的に収集した。とりわけ、EUの消費者権利指令のドイツ国内法化のプロセスにおいてドイツ契約法がどのように変容するか注目した。さらに、ドイツの不正競争防止法の展開とその契約法への影響を解明する作業を行った。これらを踏まえて日本法の契約法への影響を検討した。これらの研究成果の一部は、『ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化』(日本評論社、2016年)に収録されている。

研究成果の概要(英文)：In accordance with the plan of our project, we have researched on the meaning and effects of the modernization of German Contract Law and have collected the necessary literature for this. We have especially focused on the changes of German Contract Law through the implementation of the EU Consumer Rights Directive in Germany. We also have examined the development of the German Unfair Completion Law and its influence to Contract Law. Further, we have conducted a comparative analysis on the influence of these developments on Japanese Contract Law. Part of our research results are included in the book "Perspectives of European Private Law and Modernization of Japanese Civil Code" (Nihonhyoron-sha, 2016).

研究分野：民法

キーワード：契約法 消費者法 民法 ドイツ EU ヨーロッパ私法

## 1. 研究開始当初の背景

本研究が対象とするドイツ契約法は、国内の問題のみならず、電子商取引などグローバル化したEU市場の要請にも応えることが求められている。EUは、域内市場を形成するため様々な処置をとり、各加盟国の市場や法規制はそれに対応しなければならないのである。ドイツ法は、他の加盟国と同様に、EU法の進展によって大きな影響を受けてきた。近時のEU法レベルでの平準化作業は、各国法の私法的側面に切り込むものとなっている。とりわけ、不公正取引方法指令は、該当の分野での規制の完全平準化という目標を追求しており、その国内法化の作業は各国の私法（民法）の中に統一化された規律（強行法規）を置くことを求めている。他方で、EU私法の各国契約法へのこうした浸透現象は、契約法の問題に新たな問題を提起している。

すでに、ドイツ契約法は、2002年の債務法の現代化によってその新たな姿を獲得したのであるが、それ以後の新たな展開による契約法の現代化の過程については、それを跡づける研究が十分でなかった。とりわけEU消費者法の動向を踏まえて検討を行う必要があった。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、ドイツ契約法の現代的な変容過程を分析し、日本法への示唆を得ることにある。ドイツ契約法は、世界的動向およびまたEU法の影響を受けつつも、独自の教義学的伝統の下で新たな展開を見せている。とりわけ、ドイツ民法が、2002年の債務法の現代化で消費者契約法を組み入れる統合モデルを採用し、消費者法の要請を契約法の中に取り込んでいることは、その大きな特徴となる。本研究では、債務法の改正から現在に至るまでのドイツ契約法の内在的展開を分析し、比較法的な手法を

用いて「あるべき契約法の姿」を探ることにしたい。本研究は、契約法の原理を再検討する基礎的研究となることを意図している。それは、わが国の民法・契約法の現代化にとっても重要な意味を持つものとなる。

## 3. 研究の方法

①ドイツでの契約法の現代化プロセス（債務法改正の意義とその後の評価）の分析、  
②その際、検討領域として消費者法の私法化現象に焦点をあわせ、また競争法（不正競争防止法）との関係にも注目する。

③これらの規制のあり方については、「実体法」的側面のみならず、「手続法」的な側面にも留意する。

④全体の作業は、各国の研究者や、連携研究者との協力の下、中田がそれを総括する。

⑤海外の研究者とのネットワークの強化に努め、海外調査や海外研究者の招聘を行い、内外の研究者と積極的に交流する。⑤定期的に研究会やセミナーを開催し、国内外の学会等に参加し、積極的な情報発信・収集に努める。また外国で日本法に関する講演や報告を行うことを計画している。

## 4. 研究成果

当初の計画に沿って作業を行った。具体的には、第1にドイツ債務法の現代化現象の分析作業を継続した。

第2に、ドイツ契約法と消費者法との関係、とりわけ、私法の原理論レベルでの私法的規制を正当化する根拠の検討とその具体的な内容分析を試みた。ドイツ・フンボルト大学のゲルハルト・ヴァーグナー教授の研究作業を分析し、契約法における強行的規定の意味を検討した。それに関係して消費者契約法の意味を再検討する作業を進行させた。

第3に、ドイツの契約法現代的展開をヨーロッパ的な視点から検討する作業を継続

した。とりわけ、ハイン・ケッツ教授と面談し、同教授が出版されたヨーロッパ契約法（第2版）の翻訳について依頼を受け、その作業の進行に関する具体的な計画を立てることができた。

第4に、海外の学会や会合に参加し、日本法からの発信をする機会を持つことができた。

第5に、ドイツ法、EU法については、夏期および冬期にマックス・プランク外国私法・国際私法研究所を拠点として、ドイツおよびヨーロッパ各国の研究者との人的ネットワークを利用し、契約法に関する情報の収集および比較法的な検討作業を行った。EU私法の展開の中でこうしたドイツ法の動きを分析することがきわめて重要であるとの認識を得た。

本研究期間において、定期的に研究会を開催し、また外国の研究者とのセミナーを行い、多様なかたちでの情報交換が可能となり、ネットワークを形成することができたことも重要な成果の一つである。

具体的な研究成果としては、後掲するよう形で、ドイツ契約法、およびヨーロッパ私法・契約法に関する成果や翻訳作業を公表した。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 16 件）

①中田邦博、ヨーロッパ（EU）私法の平準化——ヨーロッパ民法典の可能性（一部韓国語）、全南大学校法学研究所、法学論叢 36 巻 1 号、2016、7-34、査読なし

②中田邦博、ヨーロッパ（EU）私法の平準化——ヨーロッパ民法典の可能性、川角由和、中田邦博、潮見佳男、松岡久和編、日本評論社、ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化、2016、3-28、査読なし

③中田邦博、馬場圭太、欧州委員会におけるヨーロッパ契約法共通化への取り組み——ディルク・シュタウデンマイヤー氏へのインタビュー、川角由和、中田邦博、潮見佳男、松岡久和編、日本評論社、ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化、2016、65-72、査読なし

④中田邦博訳、オリバー・レミーン、強行法、基本的自由、ヨーロッパ契約法、川角由和、中田邦博、潮見佳男、松岡久和編、日本評論社、ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化、2016、73-98、査読なし

⑤中田邦博、寺川永、右近潤一、カライスコス・アントニオス監修、ドイツ債務法現代化の経験——日本民法改正への示唆を得るために、川角由和、中田邦博、潮見佳男、松岡久和編、日本評論社、ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化、2016、221-275、査読なし

⑥中田邦博訳、マテオ・フォルナゼーア、強行的契約法による契約自由の実質化、川角由和、中田邦博、潮見佳男、松岡久和編、日本評論社、ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化、2016、277-301、査読なし

⑦中田邦博、寺川永訳、ドイツ民法典における契約各則の現代的意義——法概念と市場の失敗を架橋する契約各則、川角由和、中田邦博、潮見佳男、松岡久和編、日本評論社、ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化、2016、303-318、査読なし

⑧中田邦博、馬場圭太、パリ商工会議所におけるヨーロッパ私法の共通化への対応——アンヌ・ウタン-アダン氏へのインタビュー、川角由和、中田邦博、潮見佳男、松岡久和編、日本評論社、ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化、2016、429-435、査読なし

⑨Kunihiro Nakata, Die Internationalisierung des Vertrags

rechts und das japanische Recht, 川角由和、中田邦博、潮見佳男、松岡久和編、日本評論社、ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化、2016、523-539、査読なし

⑩ 中田邦博、現代法学研究から見た広告規制、水野由多加、妹尾俊之、伊吹勇亮、有斐閣、広告コミュニケーション研究ハンドブック、2015、39-59、査読なし

⑪ 中田邦博、寺川永、右近潤一、カライスコス・アントニオス、ドイツ債務法現代化の経験(1)(2)、関西大学法学論集 64 巻、2015、5 号、381-451、6 号、258-317

⑫ Kunihiro Nakata, Die gegenwärtige Bedeutung des Allgemeinen Teils beim Reformvorschlag des Minpō in Japan, der allgemeine teil und das römische recht、2015、査読なし

⑬ 中田邦博「ヨーロッパ (EU) 私法の平準化-ヨーロッパ民法典の可能性」、岩井十郎他慶應義塾大学出版会、法典とは何か、2014、191-214、査読なし

⑭ 中田邦博「民法総則の現代的意義と民法改正」、鹿野菜穂子、中田邦博、松本克己編、法律文化社、民法と消費者法、2013、67-86、査読なし

⑮ 中田邦博、消費者契約法 (2) 不当条項規制、鹿野菜穂子、中田邦博編、日本評論社、基本講義消費者法、2013、81-94、査読なし

⑯ 高島英弘、消費者紛争の個別類型と消費者法 (4) 医療と消費者、鹿野菜穂子、中田邦博編、日本評論社、基本講義消費者法、2013、214-226、査読なし

[学会発表] (計 1 件)

① Kunihiro Nakata 口頭発表、*Die Modernisierung des japanischen Vertragsrechts unter der Einfluss des deutschen und europäischen Rechts: Der Reformversuch des Minpō*, Der allgemeine

Teil des Privatrechts: Juristische Systematik, Methodik und Didaktik. Zu juristischen Begriffen und der Begrifflichkeit des Rechts. Eine rechtshistorische Tagung am Schloss Görvåln 30. bis 31. Mai 2014, (2014 年 5 月 31 日) スtockホルム、スウェーデン

[図書] (計 4 件)

① 川角由和、中田邦博、潮見佳男、松岡久和編、日本評論社、ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化、2016、全 541

② 潮見佳男、中田邦博、松岡久和編、法律文化社、18 歳からはじめる民法、2014、100

③ 中田邦博・鹿野菜穂子編、日本評論社、基本講義 消費者法、2013、全 329

④ 窪田充見、潮見佳男、中田邦博、松岡久和、山本敬三、吉永一行、法律文化社、ヨーロッパ私法の原則・定義・モデル準則-共通参照枠草案 (DCFR)、2013、全 501

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

中田 邦博 (NAKADA KUNIHIRO)  
龍谷大学・法務研究科・教授  
研究者番号：00222414

### (2) 研究分担者

高島 英弘 (TAKASHIMA HIDEHIRO)  
京都産業大学・法務研究科・教授  
研究者番号：70216646

### (3) 連携研究者

- ・鹿野 菜穂子 (KANO NAOKO)  
慶應義塾大学・法務研究科・教授  
研究者番号：10204588
- ・馬場 圭太 (BABA KEITA)  
関西大学・法学部・教授  
研究者番号：20287931
- ・寺川 永 (TERAKAWA YO)  
関西大学・法学部・准教授  
研究者番号：50360045
- ・カライスコス アントニオス  
(Kraiskos Antonios)  
京都大学 法学部 准教授  
研究者番号：号 60453982